

2015年1月



葵総合経営センターだより

謹んで

新年のお慶びを
申し上げます

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012
名古屋市中区千代田三丁目14番22号
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816
E-Mail aoi@aoi-cms.com
URL http://www.aoi-cms.com/



「姫路城」

目次

2	センター代表	杉浦 康晴	特集
3	特定社会保険労務士 税理士	杉浦 玲子 古田 益三	～平成27年を迎えて～
4	(株)コスモシステム 長谷川留美子法律事務所	佐藤 修 長谷川留美子	顧問先様より新年の抱負を頂戴いたしました
5	センター会長	杉浦 正康	1 2 康友会行事
6	康友会 会長 康友会ゴルフ	笹橋 美久	1 3 確定申告

謹賀新年

センター代表 杉浦 康晴

新年あけましておめでとうございます。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

毎年1年の世相を表す「今年の漢字」が年末に発表がありますが、今年の漢字に「税」が選ばれたということで若干驚きました。これは日本漢字能力検定協会がはがきやインターネットで公募した結果で、応募総数約17万票のうち、約5.18%の8679票を占めました。昨年4月に消費税率が5%から8%に上がり、すべての国民の税負担が増えたことや、今年1月から施行の相続税法改正により相続税申告者の増加が予想され大きな話題となったことなどから「税」に対する関心が高まり、このような結果になったものと推測されます。また高齢化が進んだ社会でも安心して暮らせるよう社会保障を充実させるために税金を財源として社会保障と税の一体改革が政府により推し進められています。国民全体に影響のある税制改正により、国民の多くが「税」に対して厳しい目を持っているのは間違いありません。増税後の税金の使い道についてはこれから目を光らせていく必要があるでしょう。

また、あまり表立っては知られておりませんが、昨年税理士法が改正されました。改正内容の1つに、税理士の使命として「租税教育への取組の推進」が明記されました。申告納税制度の維持発展を図るために、税理士・税理士会が社会貢献事業の一環として行っている租税教育の取組みがより一層定着・発展

するよう職業法において法的根拠を持たせることとなりました。広く子どもから大人まで「税」に関する教育その他の知識の普及及び啓発活動に関する規定が明確になることで我々税理士の果たす役割はより重要性を増すこととなります。

さて、話は変わりますが年末に衆議院議員選挙が行われました。選挙前から自公与党の勝利は予想されていたものの、戦後最低となった52.66%という投票率は大変残念です。安倍政権の経済政策を評価する人は多いものの、それ以外の政策の評価は厳しいものでその結果とも言えるでしょう。今後も引き続きこととなった安倍政権のもと、経済、雇用対策を始め課題は山積みです。

このセンターだよりも皆さまのお手元に届く頃には、平成27年度与党税制改正大綱の決定がされていることと思います。景気回復がここに来て、もたついている状況ですからさらに深刻化する前に迅速な政策対応は欠かせません。今年も様々な税制改正が行われることが予定されておりますが、これからの景気回復、本当の意味での日本経済の好景気が訪れることを期待しましょう。

平成27年が皆様にとりまして、良い年になりますよう心よりご祈念致します。

我々センタースタッフ一同、今年も皆様のお役に立てるよう日々精進して参ります。これからも当センターをご愛顧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

税理士 古田 益三

新年明けましておめでとうございます。本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

昨年(2019年)の11月21日に国会が解散となりました。ある自民党の議員は今回の解散を「多くの国民が解散は今じゃないと冷めている。国民が解散の大義を感じてない。」と言っています。アベノミクスにより多くの大企業は増収増益を記録しておりますが、中小企業にはその恩恵は殆ど届いておりません。12月1日の中日新聞の夕刊にはこんな見出しがありました。「アベノミクス格差の冬、懐温かいトヨタ下請け厳冬」これはまさに現在の日本の中小企業の現状を表している表現です。個人の生活面においては10月の勤労統計調査によると一人当たりの現金給与総額は前年同月比0.5%の増ですが物価の影響を加味した実質賃金は2.8%減になりこれは16か月連続で減少しています。

今年度の税制改正大綱が発表される前の年末近くの解散ということで27年の税制がどうなるか分かりませんが、法人税は減税の方向に所得税は増税の方向に行くことは間違いありません。現在の国の借金(約600兆円)は国家予算の10倍以上で先進国のなかでも最低の水準です。

この様に中小企業を取りまく環境は厳しいですが、国も景気浮揚策として昨年(2019年)から所得拡大促進税制や生産性向上設備促進税制等により企業にとって減税となる政策も手当されておりますので、これらをフルに活用して顧問先の皆様のお役に立つ所存です。

特定社会保険労務士 杉浦 玲子

あけましておめでとうございます。

昨年のセンター創業50周年を区切りとし、葵労務管理事務所も、今年は、新しい出発の年となります。所内から二名の社会保険労務士合格者を生み、二人の20代の職員が主力となりました。

税と社会保険の一体改革、マイナンバー制の導入に対応できる体制を整えることも出来ました。

少子高齢社会は深刻な労働力不足をきたしております。国は、高齢者、障害者、子育て支援をおこない女性も全員働く環境づくりをめざしております。

ワークライフバランスを実践し、60年経過いたしました。家族の支えもあり、友達、職場人間関係にも恵まれ、今日まできたことに感謝しております。

成長を疑わなかった昭和の時代、安定の平成時代、後半は、規制緩和の嵐が吹き荒れ、社会構造の変化は想像を超えております。

アベノミクスは、東京、大企業、の中間層を育て、地方、中小企業は放置されております。社会不安は、うつ病を発症させ、休職相談が多く寄せられています。心の病は、人の力でしか治せないといわれています。

人の繋がりで、安心できる職場環境づくりを目指しましょう。



株式会社 コスモシステム 佐藤 修

新年あけましておめでとうございます。

昨年のWindows XP（以下XP）のサポート終了に引き続き、今年もサポート終了が控えています。それはWindows 2003 Serverです。サーバー用のOSですから通常のパソコンとは違い、サポート終了時期の2015年7月を過ぎての使用は相当の対応が必要かと思われます。残り6カ月強の期間内に対応方法の検討と実施が必要ですので、未だのところは今すぐにでも検討を始めた方が良いでしょう。

次の話題は新しいOSのリリースで、XP→Vista→Windows 7→Windows 8（8.1）と来て、次のOSは当然Windows 9（以下9）と思いきや、ひとつ飛んでWindows 10（以下10）となるようです。

しかし、個人ユーザーはともかく、企業ユーザーのほとんどが昨年4月のXPのサポート終了の前後に7に切り替えて（8.1ではなく）いると思われますので、10については事実上個人ユーザー向けのものとなるでしょう。

10の特徴のひとつはスタートメニューの復活のようです。タイトルメニュー画面ではなく従来までのデスクトップ画面を使うユーザーが多いため、10でのスタートメニューでは7までのスタートメニューと8のタイトルメニューを合わせたものになるようです。

本年もよろしくお願い致します。

弁護士 長谷川 留美子

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、事務所ビルの耐震工事のため、半年間仮事務所を賃借しました。普段は仕事でチェックしている賃貸借契約書を、賃借人となる自分のためにチェックすることとなりました。

話は変わりますが、本年1月1日より相続税の改正法が施行されました。しばらく前から、改正による増税に備えた対策を勧める広告が数多く見られましたが、その中に、土地活用を勧めるものもありました。借金をして賃貸マンションを建てようというものなのです。

賃貸マンションを所有すると、当然のことながら、賃貸借契約の当事者となります。昨今は、格差社会のせいか、家賃の支払いに窮する人たちが結構見られます。当事務所でも、賃料不払いの事件が散見されます。家賃収入をあてにしてマンションの建築資金を借金していると、返済に窮することになります。

年末選挙でアベノミクスの継続が決まったようですが、政治の力で格差社会が解消されるのでしょうか。

本年もよろしくお願い申し上げます。

(随想)

災害への効果的な対処方法を

会長 杉浦 正康

明けましておめでとうございます。本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

昨年の年末には総選挙が実施され新しい年はいつになく慌ただしい中で迎えたように思います。安倍総理は「アベノミクスを続けるか否かを国民に問うための選挙」と言っておりましたが、本音は野党が選挙準備の出来ていないこの時期にやってあと4年間安倍政権を安泰に持続させるための解散だろうと大方の人たちは思っていたようです。そのため投票率は落ちることが予想されていました。

ところで昨年は「かつて経験したことのないような激しい雨」や地震そして火山の噴火が日本列島の各地を襲いました。新しい年も昨年と同様に厳しい災害に見舞われる恐れがあります。新年早々の話題にはあまりふさわしくないのですが、避けて通れないことですのでやはり新年にあたり心がけておきたいことだと思ひ敢えて取り上げてみました。

日本列島に住むわれわれにとって自然災害は避けようがありませんので、災害に遭遇したばあいは被害を最小限にくだとめるための十分な対策を日頃から心がけることが最善です。そのためには何はともあれ頭の中を新しい環境に適応出来るように変えておかないといけません。何故かと言いますと、いま私たちが住んでいる地球は排気ガスによる温暖化で重大な変化が起こり様変わりしつつありますので、そのことを十分頭に入れておく必要があります。私たちの住んでいる環境状況が地

球温暖化によって根本的に変わりつつあるという冷徹な事実に対する理解と認識がまだまだ不足しているのではないかという問題です。異常気象の際に使われる言葉「私たちがいまだかつて経験したことのないような」という表現はまことに適切で、豪雨の時だけのことではなく地球環境上で起こるあらゆる場面で使われて良い表現だと思います。

地球環境が従来私たちが知っていた状況とは根本的に変わりつつあるということについて、どうしてもそれを受け入れたくない気持ちが無意識に起ります——すなわち過去に経験して頭に残っているようなことが今後も同じように起るだろうとの抜きがい考え方を簡単には変えられないということです。知らぬ間に過去の延長線上で考えてしまう習性から脱却しないと正しい対処方法は出て来ないのです。もちろん過去の豪雨や地震・噴火などの経験は生かさないといけないのですが、温暖化による違いやその後の環境変化によって様変わりしていることを勘定に入れないといけません。昭和19年の東南海地震や昭和34年の伊勢湾台風の経験は大いに学ぶ必要がありますが、被害の態様はその後の環境変化によって大きく変わる可能性がありますので、従来の対処方法だけでは効果的な対応ができないでしょう。頭を切り替えて環境変化を十分考慮に入れた適切な対処方法を考え出さなくてはなりません。21世紀を生きるにはやはり新しい考え方が必要なようです。

康友会

会長 籠橋 美久

【東菱電子 株式会社 代表取締役】

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、希望の新春を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。

昨年は、消費税の導入に伴う駆け込み需要から始まり、アベノミクスの中小企業への経済効果が期待されましたが、依然として大企業にとどまり、我々、小企業には未だ良い効果が得られず、苦しい経営が続いております。

消費税導入後は、海外経済の好転が一部の国において進んでおりますが、これに合わせわが国の為替が円高に進み輸出企業が悲鳴を上げる状況であり、また、国内企業の輸入製品のコストアップが顕著となりつつあります。

国内景気の指標となる個人消費は期待通りとは行かなく低迷しており、益々、国内景気が混沌として参りました。

政治においては、昨年末に衆議院選挙が実施されましたが、この選挙の争点があきりせず、なにやら国民不在の様相で終わりました。

この結果を踏まえアベノミクスの更なる実行を期待したいものです。

また、大きな自然災害が発生し、多くの方の生命が奪われ、暗いニュースが毎日のように報道され皆が涙した年であったように思います。

しかし、この様な情勢の中で、葵総合経営センターの創立50周年記念パーティーが皆様方のご参加の下、盛大に挙行され多くの方々の祝福を受け、新たな100年を目指しスタートを切った年で御座いました。

暗い世でありましたが、我々にとっては、一部の明るい出来事であり、是非、我々のモチ

ベーションのアップにしたいと思います。

この様に、社会情勢は、激動の世から抜け出せず今日を迎えておりますが、私たち康友会は、これらの難題に立ち向かい乗り切るため、会員一人ひとりのお力をお借り致し共に協力し、一丸となって難局を克服するべく努力して参りたいと決意を新に致すと共に、会員企業様の更なる発展に役立つよう努力する所存でございます。

本年も皆様方にとって飛躍する年でありますよう心から祈念し、新年のご挨拶を申し上げます。

康友会ゴルフ同好会

第252回 例会成績

平成26年11月12日(水)

東名古屋カントリークラブ



順位	氏名
優勝	関口 健一郎
準優勝	杉浦 康晴
3位	山口 光治

他参加者 日置 亨、大矢 哲、橋本浩宗、
荒井栄児、寺西昭範、吉見益男、
岡庭文則、三輪厚雄、杉浦正康、
古田益三 (順不同・敬称略)

<次回開催>

平成27年1月15日(木)

開催場所 貞宝カントリークラブ



特 集

平成27年を迎えて

新年号の特集企画として、葵総合経営センターの次の顧問先様より、新年に向けての抱負をいただきました。

- ・ シバタ貿易株式会社
- ・ 医療法人鹿志会 エルズメディケア名古屋
(五十音順、敬称略)

御多忙中にも関わらず、快く対応していただき、ありがとうございました。

本年もよろしくお願い致します。

広報委員会

シバタ貿易株式会社

新年明けましておめでとうございます。

昭和56年8月10日に名古屋市大須にて『日本のお菓子を全世界へ』との目標を掲げてシバタ貿易株式会社はスタートしました。

当初、サウジアラビア、台湾、香港、シンガポールから輸出を開始しました。まだまだ食品の輸出というのは難しい時代で、食品検査や日付問題、原材料の使用認可の違いなど今では考えられないほどでした。



その後、規制緩和や輸出促進などの後押しを受けつつ輸出先を増やすように国内外の展示会参加、商談会参加など積極展開を図って参りました。その間には湾岸戦争や2度の大地震（阪神・淡路、東日本）や政権交代、空前の円高、靖国問題や領土問題など数々の困難が立ちはだかりました。そしてまだ続いています福島原子力発電問題があります。これ



代表
柴田 浩司 氏

によって震災から半年の間、世界各国は日本からの輸入を全面禁止とする処置をとりました。

徐々に規制は緩和されましたが未だに多種の証明書が必要な状況となっています。そんな中にありながら現在では13ヶ国16社と取引ができるまでに至りました。



このような状況下でも販路拡大ができたのは“MADE IN JAPAN”ブランドがいかにか、いかに信頼されているかの証明であると強く感じています。日本のお菓子はいろいろな種類がありますし、春夏用と秋冬用と必ず商品が入れ替わるといのは日本独自のものです。また日本菓子の特徴である安心、安全、嗜好性をもっともと前面に打ち出して今後もこの“MADE IN JAPAN”ブランドを世界中に広めていきたいと思っています。

今後とも、ご支援ご指導よろしくお願ひ申し上げます。



《 会 社 概 要 》

会社名称

シバタ貿易株式会社

Shibata Trading Co.,Ltd.

代表者

柴田 浩司

所在地

名古屋市中区栄2丁目12番12号
アーク栄白川パークビル501号室

T e l : 0 5 2 - 2 0 2 - 0 6 3 8

F a x : 0 5 2 - 2 0 4 - 0 0 9 8

設立：1981年8月4日

主な輸出先

ブラジル、北アフリカ、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、マレーシアなど

ホームページアドレス

<http://www.confectionery.jp/>

医療法人 鹿志会

エルズメディケア名古屋

私ども医療法人鹿志会(ろくしかい)エルズメディケア名古屋は、女性に優しい健康診断を提供することを目的に、女性専用の健康診断施設として2008年4月1日、名古屋市中区伏見の日土地名古屋ビル3階に開院しました。

女性専用の施設は、国内でも珍しく、東海三県では初めての施設となります。

その特徴は、

- ①受診者は女性専用のみですので、男性は施設にはお入りいただけません。
- ②医師、スタッフ共女性中心で、男性は、胃のX線撮影を担当する技師2名のみです。
- ③働く女性の方々にもおいでいただきやすいように、土曜日、日曜日、祝日も健診を実施します。お休みは月曜日です。
- ④お子様をお連れいただく場合は、契約の託児所をご案内いたします。(有料)



受付フロア

健診の内容は、人間ドック(婦人科検査を含む)、生活習慣病、定期健康診断など通常の健康診断に加え、女性に特化した乳がんセット、婦人科セット、卵巣がんセット、名古屋市が実施しますワン・コイン健診なども受



理事長
木俣 清子 氏

診いただけます。また、花嫁さんを対象としたブライダル・ドックも実施しています。



待合フロア

では、なぜ女性専用施設なのでしょう。これまでの健康診断施設では、受診者の大半が男性のため、健診施設の設計、健診衣のデザイン、健診項目なども男性が中心に考えられ、女性の受診者の方々については、あまり注意が向けられてきませんでした。また、婦人科検診などは実施されてはいても男性受診者の多い施設ですので、どうしても男性方の目に触れることとなります。これでは、もともとあまり受診したくない健康診断ですので、女性の方々が敬遠されても仕方が無い状況にありました。こうした女性が不快と感じられる点を改善し、女性が受けていただきやす

い環境を提供することが目的です。具体的には、女性専用としましたので、健診フロアのスタッフは、医師、技師、看護師を含め女性中心の陣容です。各検査項目は、採血、視力以外は全て個室で行います。各検査室は、待合室の後ろ側に設置していますので、お待ちの方の他の受診者様に対してもプライバシーが確保されています。健診衣は、オリジナルのデザインで、ピンク色の厚手の生地で作成しました。厚手の生地を使用し、前身ごろを二重にしてありますので、体の線が透けるようなことはありません。胃のX線検査で台の上でごろごろされてもはだけない、また、マンモグラフィー以外は着衣のまま検査をお受けいただけるデザインとしてあります。

少し女性のがんのお話をしましょう。乳がんは、何も無い、正常な状態からがんの直径が10mmになるのに約15年かかる、といわれます。では、10mmから20mmになるのにはどれくらいでしょうか。実は1年半しかかかりません。乳がんの場合、一般的に20mm以下であれば治療可能の早期がんとの判定になります。ですから、1年毎に健診を受診していれば、早い段階で発見することができ、処置も可能となります。

私の友人の奥様は60歳前半、40年近く健診を受診したことがありませんでした。私どもで受診いただきましたところ、乳がんが見つかりました。大きさは15mm、早速マンモグラフィーの画像を提供し、専門医の診察を受け、最終的に手術を受けました。その後も、放射線治療、抗がん剤治療を1年間に亘りうけ、ようやく1年後に緩解（症状、病勢などの進行が止まり、楽になること）となりました。この段階で見つかりましたので、この程度で済んだのですが、少し大きくなっ

てからのスピードを考えた場合、もう1年遅かったら、と思うと、冷や汗が流れる思いです。長い間健康診断を受診していないなあ、と思われる貴女、ぜひ一度ご受診下さい。少しでも早く受診すれば、異常があった場合でもすぐに対処できます。受診するときは、今です。また、一度受診したら、その後は定期的に受診することが重要です。ぜひ継続して受診しましょう。

これまで「健診は・・・」としり込みをされている女性の皆様、一度私どもで健診をお試し下さい。ご主人様方、奥様は健康診断を受診されていますか。ご主人たちが仕事に打ち込むことができるのも健康な奥様方がおいでになってのことです。まだ受診されていないのであれば、ぜひ受診されるよう背中を押して差し上げて下さい。

私どもは皆様方の健康づくりのお手伝いをさせていただきたい、と思っています。

(文責：理事 増田)



パウダールーム

《 会 社 概 要 》

● 医療法人鹿志会 エルズメディケア名古屋

● 設 立： 2008年4月1日

● 理事長： 木俣 清子

● 医 師： 伊藤 佳子

● 診療科： 内科、婦人科、人間ドック

● 住 所： 名古屋市中区栄二丁目1番1号
日土地名古屋ビル3階

● 電 話： 052-737-6500

● 休診日： 月曜日、年末年始、夏季休暇

創業50周年記念ゴルフコンペ

去る、平成26年11月12日（水）に東名古屋カントリークラブ 西コースにおきまして「葵総合経営センター創業50周年記念ゴルフコンペ」を開催致しました。

紅葉の見頃を迎えた当日は、朝方まで冷たい雨が降っておりましたが、皆様方の日頃の行いが素晴らしいようでスタート過ぎからは気持ちの良い快晴となりました。

当日は顧問先様、康友会ゴルフ同好会の会員様、取引先様等合計30名の皆様にご参加いただき、誠にありがとうございました。8時よりOUT、INそれぞれ4組ずつ、計8組がスタート致しました。初めてご参加いただく顧問先様もすぐに打ち解け、和気あいあいとまた真剣にプレーを楽しんでいただきました。

プレー後は、パーティーを行い、その中で表彰式も行われました。

パーティーでは、最初に今回のゴルフコンペの大会会長の葵総合経営センター代表 杉浦康晴より挨拶をさせていただきました。その後、康友会会長 籠橋美久様より来賓のご挨拶をいただきました。パーティーでは、皆様、初めての顔合わせの方とも楽しくご歓談いただき、和やかに楽しまれた様子でした。



続いて行われた表彰式では、豪華賞品を準備させていただきました。また、大同生命保険株式会社様、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社様からも協賛賞と致しまして豪華賞品をご提供いただきました。順位の発表と賞品授与を行い、ドラゴン賞ほか各賞の発表と賞品授与、協賛賞では抽選にて賞品授与が行われました。最後にご参加いただいた皆様方には参加賞をお渡しいたしました。

表彰式の後には、康友会ゴルフ同好会会長の太矢哲様より閉会のご挨拶をいただきました。

皆様方のご協力のもと、怪我もなく無事にコンペを終えることができました。

当センター創業50周年記念行事を昨年より多数開催させていただきましたが、今回のゴルフコンペが一連の記念行事の最後となりました。これからも当センターをご愛顧いただき、様々な行事へのご参加も心よりお待ちしております。
(文責：都築玲香)

平成26年分所得税から適用される 主な税制改正

葵総合税理士法人 田中 裕佳梨

< 1. 少額投資非課税制度（NISA）の施行 >

非課税口座内の少額上場株式等で、非課税期間内に発生した配当等や譲渡益は所得税が課されません。

< 2. 雇用者への給与支給額が増加した場合の税額控除の創設 >

要件を満たすと、給与支給増加額の100分の10相当額が税額から控除されます。

< 3. 生産性向上設備投資促進税制の創設 >

26年1月20日以後に、一定の規模以上の生産性向上設備等を取得し事業の用に供した場合には、即時償却あるいは税額控除（取得価額の5%相当）との選択適用ができます。

< 4. 住宅税制の改正 >

住宅ローン減税など、各種税額控除制度が拡充・延長されました。

なお当欄に記載した事項は多岐に亘る改正の一部ですので、詳細については税理士法人の各担当者にご相談ください。